

応急手当普及員講習と応急手当指導員講習は学生をどう変えるか

- 大府市消防本部・消防署とともに「仲間をまもり隊」として活動することによって -

至学館大学健康科学部健康スポーツ科学科
越智 久美子

キーワード：応急手当普及員、応急手当指導員、主権者教育、防災教育、仲間をまもり隊

1. はじめに

2024(令和 6)年 2 月、福岡県みやま市の小学校で 1 年の児童が給食で配膳されたうずらの卵を喉に詰まらせて死亡したというニュースが全国に流れた¹⁾。当時、筆者は 12 名の学生とともに大府市消防本部・消防署(愛知県)の応急手当普及員講習を受講していた。ちょうど窒息発生時の対処法として、背部叩打法や腹部突き上げ法(ハイムリック法)を習い、実技練習をくりかえしながら、その難しさに頭を抱えていたところであったから、このニュースを知り、ひどく衝撃を受けた。早速、応急手当普及員講習の指導者である消防職員に、この学校の担任教員は応急処置をほどこしたと伝えられているが、どうしたら助けられたのかと真剣に質問した。

応急手当普及員講習では、基礎医学(人体の構造、感染防止など)と応急手当(AED の取扱いを含む)の実技と指導法等を身につけるべく学習する。筆記試験や実技試験を経て、応急手当普及員に認定された場合、大府市消防本部・消防署では、一般市民に対して、応急手当普及員より上位資格にあたる応急手当指導員講習の門戸も開かれている。ちなみに、応急手当普及員講習、応急手当指導員講習は、いずれも総務省消防庁が定める要綱にもとづき、各市町村の消防本部の消防長によって主催および認定される公的資格となっている^{注 1)}。

応急手当指導員に関しては、一般的に医師や消防吏員(救急隊員や救急救命士)、消防団員が取得する資格とされ、多くの自治体では一般市民が受講することはできない。しかし、大府市消防本部・消防署の場合は、受講の条件として応急手当普及員講習の修了者(大府市在住者または大府市内在勤者が対象)とされることから、大府市内に在学する至学館大学の学生も在勤となる筆者も受講がみとめられた。

本稿では、大府市消防本部・消防署による応急手当普及員講習と応急手当指導員講習を受講した学生の体験を中心に、学生が応急手当の術を身につけることの重要性をまとめたい。

2. 学校での事故

日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度^{注 2)}によって見舞金等が支払われた小学校、中学校、高等学校での死亡事故は、2005(平成 17)年度から 2023(令和 5)年度までの 19 年間で 1,151 件発生している(表 1 参照)。一方、「読売新聞」(2024 年 2 月 27 日)によると、2016(平成 28)年度から 2022(令和 4)年度までの 7 年間に起きた少なくとも 456 件の死亡事故のうち、国に報告があったのは 3 割にとどまり、7 割が未報告であったという²⁾。つまり、文部科学省は全国の学校^{注 3)}に「学校事故対応に関する指針」(2016 年 3 月)³⁾を通知したが順守されていなかったということである。それを受け、より実効性を高めるために、さらに被害児童生徒等およびその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案があることなどから、2024(令和 6)年 3 月に「学校事故対応に関する指針」の改訂版⁴⁾が通知された。

旧指針でも改訂指針でも教職員の危機管理に関する資質の向上が求められ、そのなかには「応急手当(心肺蘇生、AED の使用含む)等の技法等を習得」(旧指針では p.5、改訂指針では p.7)するようにとされている。さらに改訂指針では、「学校安全に係る教職員の研修・訓練は、できる限り新年度の早期に行うこと」(p.8)とも記されている。

また、旧指針の「学校教育の充実」では、『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(p.6)⁵⁾からの引用であったり、「安全教育の目標を実現するためには、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する」(p.6)³⁾とされていたり、多分に抽象概念的なものであったが、改

表 1 学校等事故事例検索データベースに掲載している事例

(単位：件)

給付年度	死亡	障害	供花料	歯牙欠損	合計
平成 17 年度	82	439	55	-	576
平成 18 年度	74	506	45	-	625
平成 19 年度	75	497	50	-	622
平成 20 年度	74	465	49	-	588
平成 21 年度	68	463	53	-	584
平成 22 年度	74	467	44	-	585
平成 23 年度	82	381	55	-	518
平成 24 年度	48	411	37	-	496
平成 25 年度	63	380	30	-	473
平成 26 年度	51	409	32	-	492
平成 27 年度	63	431	26	-	520
平成 28 年度	47	388	35	-	470
平成 29 年度	57	398	24	-	479
平成 30 年度	74	403	10	-	487
令和元年度	56	363	15	-	434
令和 2 年度	44	393	18	-	455
令和 3 年度	42	321	16	14	393
令和 4 年度	41	259	17	46	363
令和 5 年度	36	308	12	46	402
合計	1,151	7,682	623	106	9,562

日本スポーツ振興センター(2025)「学校等事故事例検索データベース」

訂指針には以下のようにも追記されている。「現行の学習指導要領においては、防災を含む安全に関する教育の目標が強化され、また小学校においても救命実習を実施する例が増加し、救急の現場で児童生徒が教職員や大人を手伝って活躍する場も増えている。この面での指導の充実を図ることによって、重大事故の未然防止につながることも期待できる。」(p.10)^{4)注 4)} よって、事故発生にそなえ、事前に「児童生徒に対しても、人が倒れた時の心肺蘇生の方法や AED 使用の重要性を教えること」(p.11)⁴⁾とされている。

大学の場合は、高校生に比べて学生の行動範囲が広がることから生協の学生総合共済や学生総合保障制度など、約 4 人に 1 人(2021 年度は約 290 万人のうち、約 67 万人、約 23%)が何らかの保険に加入しているという⁶⁾。

文部科学省によると、2021(令和 3)年度、全国の国公立大学(短期大学、大学院大学を含む)1,044 大学のうちの 82.5%にあたる 932 大学(在籍学生数 279 万 5,775 人)において死亡学生数は合計 636 人であったという。死因別にみると、病死が 162 人、事故死が 84 人、自殺またはその疑いが 331 人、他殺・不詳が 59 人であった⁷⁾。

表 2 学生教育研究災害傷害保険の保険金支払い状況(活動形態別)

(単位：件)

保険金支払対象区分(活動形態)		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
正課中	体育実技中	1,731	1,808	1,894	1,910	1,900
	理科系の実習中	483	564	538	532	606
	医療系の実習中	125	84	107	147	183
	その他	768	944	950	926	819
学校行事中		397	436	479	466	515
学校施設内・その他		368	375	379	362	322
課外活動 (クラブ活動中)	学校施設内	7,327	8,347	6,792	7,384	7,283
	学校施設外	2,654	1,451	2,651	2,713	2,579
通学中		1,814	1,843	1,880	1,871	1,681
学校施設等相互間の移動中		33	37	32	29	35
計		15,700	15,889	15,702	16,340	15,923

大学スポーツ協会(2020)「保険データにみる大学スポーツ事故の傾向」pp2 から作成

表 3 学生教育研究災害傷害保険の保険金支払い状況からみた死亡事故件数の推移

(単位：件)

保険金支払対象区分(活動形態)		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合計
正課中	体育実技中	1	0	0	0	0	1
	理科系の実験中	0	0	0	0	0	0
	医療系の実習中	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
学校行事中		0	0	0	0	0	0
学校施設内・その他		1	0	0	0	0	1
課外活動 (クラブ活動中)	学校施設内	0	1	0	2	0	3
	学校施設外	3	0	5	3	4	15
通学中		11	12	7	8	6	44
学校施設等相互間の移動中		1	0	0	0	2	3
計		17	13	12	13	12	67

大学スポーツ協会安心安全委員会(2020)「保険データにみる大学スポーツ事故の傾向」pp4

一方、2011(平成 23)年から 2015(平成 27)年度までの 5 年間に学生教育研究災害傷害保険の保険金が支払われた事故件数は年間平均 15,911 件であり⁸⁾(表 2 参照)、さらに死亡事故件数は年間で平均すると 13.4 件になる⁸⁾(表 3 参照)。

文部科学省の調査による学校での事故件数は 2015(平成 27)年のものであり、調査年のズレがあるものの、学校で死亡する場合は突然死がもっとも多く、それは部活動の時間に多く発生していることがわかる⁹⁾(表 4、表 5、表 6、表 7、表 8 参照)。

学生教育研究災害傷害保険の保険金の支払い状況からも、課外活動(クラブ活動中)の事故が圧倒的

表 4 学校において事件・事故災害が発生した場面(詳細)

場面		件数	割合(%)
授業中	体育	94	16.8
	体育以外の科目	14	2.5
	総合的な学習の時間	1	0.2
	実習中	3	0.5
	保育中	2	0.4
	授業中(詳細不明)	7	1.3
通学中	登校中	29	5.2
	通学中	2	0.4
	帰宅中	35	6.3
休憩時間	登校後	14	2.5
	休み時間	24	4.3
	給食	14	2.5
	昼休み	17	3.0
	掃除	7	1.3
	放課後	12	2.2
	休憩時間(詳細不明)	2	0.4
特別活動 (学校行事除く)	特別活動(運動含む)	6	1.1
	特別活動(運動含まない)	5	0.9
	特別活動(学外)	14	2.5
	特別活動(詳細不明)	1	0.2
学校行事	学校行事(運動含む)	23	4.1
	学校行事(運動含まない)	4	0.7
部活動	部活(日常的な活動)	119	21.3
	部活(試合・合宿・練習試合等)	70	12.5
寄宿舎のある時	寄宿舎	13	2.3
課外指導(部活除く)	課外指導(詳細不明)	2	0.4
不明	不明	24	4.3
合計(558 件)		558	100.0

大阪教育大学(2015)「学校事故対応に関する調査研究調査報告書」pp7

表 5 学校における学年区分にみた事件・事故発生場面

(単位：件)

場面	学校区分							合計
	幼稚園	小学校 (低学年)	小学校 (高学年)	中学校	高校	高専 (4/5年)	不明/ 未回答	
授業中	2	14	23	27	54	1	0	121
通学中	0	9	5	10	42	0	0	66
休憩時間中	0	13	29	25	22	1	0	90
特別活動	0	3	4	6	12	0	1	26
学校行事	0	1	2	9	13	2	0	27
部活動	0	0	1	59	127	1	1	189
寄宿舎にあるとき	0	0	1	2	9	1	0	13
課外活動(部活動除く)	0	0	0	2	0	0	0	2
不明/未回答	0	2	2	7	13	0	0	24
合計	2	42	67	147	292	6	2	558

大阪教育大学(2015)「学校事故対応に関する調査研究調査報告書」pp8

表 6 学校における死亡・障害種別にみた学校における事件・事故発生場面

(単位：件)

場面	死亡・障害種別									合計
	死亡	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	不明/ 未回答	
授業中	68	13	3	5	1	6	1	24	0	121
通学中	47	5	5	0	1	3	1	4	0	66
休憩時間中	65	11	1	3	0	3	2	5	0	90
特別活動	21	3	0	0	0	0	0	1	1	26
学校行事	14	6	0	3	1	1	0	1	1	27
部活動	105	44	1	7	2	4	5	17	4	189
寄宿舎にあるとき	11	0	0	1	1	0	0	0	0	13
課外活動(部活動除く)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
不明/未回答	17	1	2	0	0	0	2	2	0	24
合計	349	84	12	19	6	17	11	54	6	558

大阪教育大学(2015)「学校事故対応に関する調査研究調査報告書」pp8

表 7 学校における事件・事故災害の分類別にみた発生場面

(単位：件)

死亡・障害 種別	事件・事故災害の分類								合計
	1.負傷	2.中毒	3.熱中症	4.溺水	5.異物の嚥下	6.突然死	7.その他	不明/未回答	
授業中	24	0	1	8	0	42	42	4	121
通学中	20	0	2	11	1	9	16	7	66
休憩時間中	32	0	1	1	7	26	21	2	90
特別活動	3	0	0	3	0	13	5	2	26
学校行事	8	0	0	0	0	8	9	2	27
部活動	75	1	14	3	0	48	44	4	189
寄宿舎にあるとき	3	0	0	1	1	4	4	0	13
課外活動 (部活動除く)	1	0	0	0	0	1	0	0	2
不明/未回答	11	0	1	1	0	1	5	5	24
合計	177	1	19	28	9	152	146	26	558

大阪教育大学(2015)「学校事故対応に関する調査研究調査報告書」pp11

に多く、さらに競技ごとの発生状況は起源を同じフットボールとするラグビーとサッカーで事故が多いと知れる⁸⁾¹⁰⁾(表 9、表 10 参照)。課外活動(クラブ活動中)に次ぐのは、通学中と正課授業の体育実技中である(表 2 参照)。死亡事故については、通学中に次いで課外活動(クラブ活動中)の時間に発生している⁸⁾(表 3 参照)。

いずれの学校段階でも体育・スポーツの時間に事故が発生するケースが多いことから、ここに関わる教

職員や指導者らは、とりわけ応急手当の術を身につけておく必要があるといえる。さらに、いざという場合、ひとり、ふたりの教職員だけでは助けられない場合も想定されることから、児童生徒や学生が応急手当を習得しておくことも重要と考えられる。

表 8 学校における事件・事故災害の分類別にみた死亡・障害種別

(単位：件)

死亡・障害 種別	事件・事故災害の分類								合計
	1.負傷	2.中毒	3.熱中症	4.溺水	5.異物の嚥下	6.突然死	7.その他	不明/未回答	
死亡	54	1	17	25	8	152	78	14	349
1 級	62	0	0	2	1	0	16	3	84
2 級	8	0	0	0	0	0	1	3	12
3 級	14	0	0	1	0	0	4	0	19
4 級	4	0	0	0	0	0	2	0	6
5 級	7	0	2	0	0	0	8	0	17
6 級	6	0	0	0	0	0	3	2	11
7 級	20	0	0	0	0	0	31	3	54
不明/未回答	2	0	0	0	0	0	3	1	6
合計	177	1	19	28	9	152	146	26	558

大阪教育大学(2015)「学校事故対応に関する調査研究調査報告書」pp11

表 9 学生教育研究災害傷害保険の加入状況と障害発生状況 (2012 年度)

種目	加入者数	発生件数	発生頻度 (10万人あたり)
サッカー	32,071	1,544	4,814
野球	31,793	536	1,686
バレーボール	21,497	330	1,535
ソフトボール	16,510	100	606
バスケットボール	11,329	546	4,819
空手道	6,593	153	2,321
剣道	4,182	71	1,698
体操競技・新体操	2,109	74	3,509
バドミントン	6,062	107	1,765
テニス	3,351	39	1,164
水泳	2,106	15	712
卓球	1,665	8	1,081
陸上競技	22,141	119	537
柔道	7,941	548	6,900
ラグビー	4,980	1,030	20,682

大学スポーツ協会安全安心委員会 (2020)「保険データにみる大学スポーツ事故の傾向」pp14～15 から作成

表 10 C0・OP 学生総合共済の支払実績からみたスポーツ事故 (2023 年度)

スポーツ事故 (支払件数、平均入院日数)		
競技名	支払件数	平均入院日数
サッカー・フットサル	56 件	8.0 日
ラグビー	28 件	7.1 日
アメリカンフットボール	21 件	11.0 日
バスケットボール	20 件	6.3 日
野球	18 件	9.1 日
スキー	18 件	12.0 日
スノーボード	18 件	24.8 日
柔道	14 件	7.1 日
バレーボール	13 件	15.0 日
スポーツ名不明	9 件	5.1 日
陸上競技/ハンドボール	8 件	11.5 日/5.9 日
その他の競技	76 件	—

大学生の病気・ケガ・事故 2023 C0・OP 学生総合共済－支払実績分析結果概要

3. 一般市民による救命手当と応急手当について

あらゆる怪我や病気の人に対して一般市民が処置することを救命手当、応急手当という。救命手当とは、救急蘇生法(心肺蘇生法や止血法)をもちいて人を助けることである。怪我や病気のなかでも、もっとも重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合である。前触れなく、突然、心臓と呼吸が停止してしまう原因には、急性心筋梗塞や脳卒中等の病気の他にプールでの溺水、食べものを喉に詰まらせてしまう窒息などがある。このように心臓や呼吸が止まってしまった場合に必要とされるのが、心肺蘇生(胸骨圧迫と人工呼吸)と AED の使用である(一次救命処置)。

応急手当とは救急蘇生法以外の手当をいう^{11)注5)}。たとえば、応急手当には、怪我(出血や打撲、骨折、擦り傷、火傷など)や病気(頭痛、腹痛、鼻血、発熱、痙攣、ショック状態など)、日常生活のアクシデント(転倒事故、熱中症、突き指、過呼吸、誤飲、急性アルコール中毒など)、アウトドアのアクシデント(水難事故、低体温症、虫刺されなど)、事故や災害時(スポーツ外傷、交通事故、火災や地震や台風や落雷などによる怪我等)の場合と、あらゆる状況があり、幅広く、これらの怪我や病気などに対して適切な処置をすることが求められる。多くの場合、怪我や病気の人をいちばん最初に発見するのは一般市民である私たちであり、一般市民が救急隊員や医師に引き継ぐまでの間に、いかに手当てをするかによって怪我や病気や事故の予後が大きく左右されるからである。

3-1. いざという時、AED をただしく使えるか

いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる突然の心停止(心肺機能停止)だが、そのまま何も処置をしないと 1 分毎に 7%から 10%生存率が下がるという¹²⁾。また、119 番通報をして救急隊が現場に駆けつけるまでには全国平均 10.3 分かかることから¹³⁾、心停止にある人の生死を分け、生存したとしてもその後の社会復帰(予後)の可能性のカギを握るのは、第一発見者である私たち一般市民が救急隊に引き継ぐまでの数分間の初動にかかっているといえる。

一方、AED の使用が医療関係者以外の一般市民にも認められるようになったのは、いまから 20 年あまり前の 2004(平成 16)年 7 月のことであった。その後、AED をただしく使うことによって救われる命が数多くあると広く知られることになり、現在日本には約 69 万台の AED が設置されている¹⁴⁾。ちなみに至学館大学の所在する愛知県大府市には 257 台(設置か所 231)、至学館大学のキャンパス内には 7 台(大学キャンパス内に 6 台、隣接する至学館大学附属幼稚園内に 1 台)の AED が設置されている(2025 年 3 月現在、大府市内の台数、設置か所については大府市消防本部・消防署の把握している限りである)。

普段、駅やコンビニやショッピングモール、公民館などに AED が設置されているのを目にしたことがある人は少なくないだろうが、いざ傷病者を発見し、そのカバーを外し、電源を入れて、電極パッドを手にしてみたことはとなると、その数はぐんと減ることだろう。

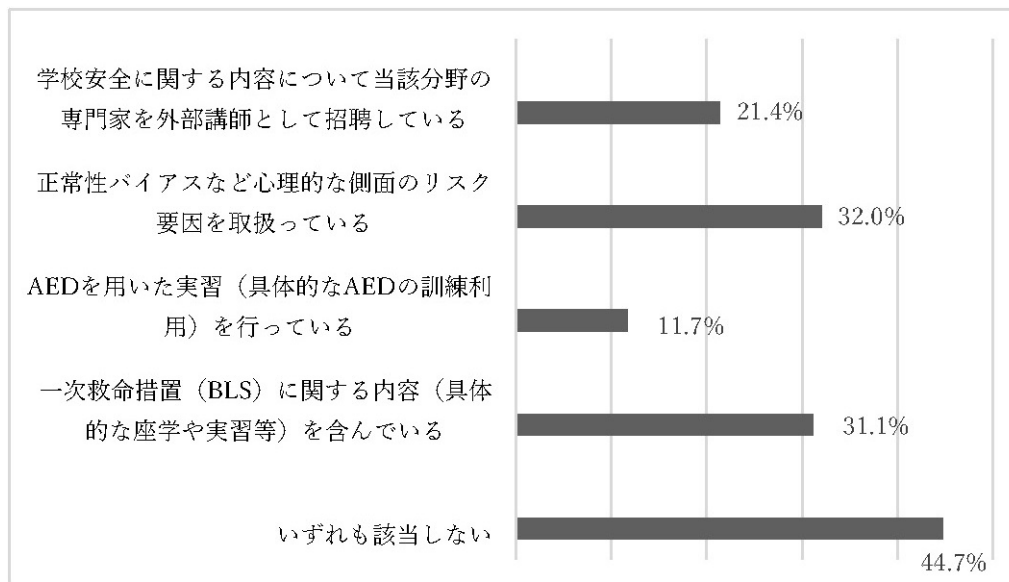
総務省消防庁によると、2023(令和 5)年に全国で一般市民が目撃した心停止状態の傷病者は 28,354 人であったという。そのうちの 16,927 人(59.7%)は一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数である。つまり、6 割弱のケースで一般市民が胸骨圧迫などの心肺蘇生を開始している、だが、そのうち AED を実施した傷病者数は、わずか 1,407 人であった¹⁵⁾(表 11 参照)。

表 11 応急手当の実施状況 (2023 年)

全国の救急隊員が搬送した心肺機能停止傷病者数	140,575 人
上記のうち一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数	28,354 人
上記のうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数(59.7%)	16,927 人
上記のうち一般市民が除細動を実施した傷病者数	1,407 人

総務省消防庁(2025)「令和 6 年版 救急・救助の現状 I 救急編」pp50、pp90 から作成

文部科学省においても、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」(2022 年 3 月)で、次のように述べている。「国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため AED を用いた実習を含む一次救命措置(BLS)を教育の基礎的理解に関する科目以外のプログラム等を作成し、



文部科学省(2024)の調べ

図1 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況

大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。」(文部科学省 2022、p.8)とのことである¹⁶⁾。

この計画の実施状況を文部科学省の委託事業として三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが2024(令和6)年3月にまとめた「学校安全総合支援事業(学校安全の推進に関する調査研究)～学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析～」によると、2023(令和5)年12月から2024(令和6)年1月にかけて教職課程を有する大学および短期大学428団体から得られた回答では、教員養成段階において必修となっている授業で「AEDを用いた実習(具体的にAEDの訓練利用)を行っている」大学は全体の11.7%であり、「一次救命処置に関する内容(具体的な内容の座学や実習等)を含んでいる」大学は全体の31.1%であった。「いずれも該当しない」という大学は半数近い44.7%である(図1参照)。多くの大学でなぜ「いずれも該当しない」、イコール実施できていないかという理由は、以下の通りである(表12参照)¹⁷⁾。

筆者の勤務する至学館大学においても小規模ではあるが教職課程があり、「安全・救急法」(健康スポーツ科学科1年生対象の前期、体育科学科1年生対象の後期、栄養科学科3年生対象の前期)や「こどもと安全(含学校安全・防災教育)」(こども健康・教育学科4年生対象の前期)といった授業があるが、2024(令和6)年度のシラバスによると、必修であったり、選択であったり、AEDの取扱いがあったり、なかったり、学科によってまちまちである。

3-2. 大府市消防本部・消防署の応急手当普及員講習と応急手当普及員指導員講習から

ここでは、「仲間をまもり隊」^{注6)}として、大府市消防本部・消防署における2023(令和5)年度と2024(令和6)年度の応急手当普及員講習および応急手当指導員講習に受講した学生たちの体験談をまとめたい。

そもそも一般市民が行う応急手当の実施方法等の統一基準が自治省消防庁^{注7)}から示されたのは1993(平成5)年のことである¹⁸⁾。さらに、かつては救急隊員や医療従事者しか使用できなかったAEDを一般市民でも使用できるようになったのは2004(平成16)年以降のことであった。

傷病者の救命率向上には一般市民による応急手当(心肺蘇生法等を含む)が必要不可欠であることから、AEDの普及とともに普通救命講習^{注8)}や上級救命講習^{注9)}などが全国の消防本部において実施されていくことになる。このような応急手当講習のなかに応急手当普及員講習や応急手当指導員講習も位置づけられる。

応急手当普及員講習は、「事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は消防組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習」(総務省消防庁、2024年、p.49)¹³⁾である。応急手当普及員への認定は、総務省消防庁が定める要綱にもとづき、各自治体の

**表 12「教員養成における学校安全の学修の充実」における
主要指標に該当する授業を行う上での課題や実施していない理由**

■スケジュール調整等の手続きの難しさ、煩雑さや予算、機材の不足

専門家招聘のための予算上の課題がある。/日程調整が困難であるため。/授業で実習として用いるための練習用の救命機材がない。/準備・提供するための人的または時間的ハードルが高く、困難である。

■適切な人材の不足（外部、内部）

「当該分野の専門家」とのネットワークを現時点で持っていない。/対応できる専門家が外部講師にいない。/専門の教員を雇用できない。/AED などの救命機材を専門に取り扱えるスタッフがいない。

■授業時間数の不足

「学校安全」以外にも学習すべき項目が多数ある。/他の内容との兼ね合いから、学校安全に関しては 2 コマ分（1.基本的な内容の講義、2.学校事故防止に関するグループワークの実技および発表）しか割り当てられていないため。/限られた授業回数の中で、実技等で教えるのが難しい。

■受講人数の多さや授業形態により実施が困難

AED や BLS の実技は大規模講義（100 名超）のため実施が困難である。/講義形式をとっているため実習は難儀。

■担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない

担当教員が阪神淡路大震災を経験し、その後も防災教育に関する研究や被災地支援活動に関わる経験を有しているため。/講義者自身が実務経験者のため。

■求められる内容との関連性や必要性への疑義

AED を用いた実習や BLS に関する内容はコアカリキュラムに明示されておらず、さらに教育学の専門性を超えるため、同授業に組み込むのは困難である。/「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」として「AED を用いた実習」や「一次救命措置（BLS）に関する内容」まで含めるのは、全 15 回の授業の統一性として疑義がある。/あまりにも実務的すぎる内容であり、教職課程よりも現職の研修において取り扱うのが妥当な内容であるから。/教職課程コアカリキュラムにおける当該科目区分の「学校安全への対応」に係る到達目標では、「学校安全の必要性について理解している」「安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取り組みを理解している」とあり、これらの方法・内容まで求められているとは考えられない。

■代替可能な授業や機会がある

教職課程以外の専門分野科目で行っており、教育課程の編成上の重複をさけるため。/AED や BLS については、別途救急救命講習会で取り扱っているため。/AED や救命法は、自動車免許取得時に講習がある。本学の教職課程履修生は、ほとんどが自動車免許を取得することから、教職課程と自動車学校で重複履修となるため対応していない。過去 AED の使用法を他の授業で実施したところ、「自動車学校で実施済み」という意見があり、当該授業でも行わないこととした。

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（2024）「学校安全総合支援事業（学校安全の推進に関する調査研究）～学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析～」pp35～37、pp42～43 から作成

消防本部の消防長によって行われ、資格としての位置づけは公的資格となる。認定期間は、3 年間であり、再講習を受講することによってさらに 3 年間有効となる。

また、応急手当指導員講習とは、「普通救命講習又は上級救命講習の指導に当たる応急手当指導員を養成する講習」（総務省消防庁、2024、p.49）¹³⁾とされ、認定されると応急手当普及員資格よりも活動範囲を広げ、認定された市町村内であれば、所属する事業所、施設、学校（大学含む）以外の場でも、その従業員や各種団体の構成員（教職員や学生含む）以外のものを対象とした心肺蘇生法等を指導することができる。応急手当指導員への認定は、総務省消防庁が定める要綱にもとづき、各自治体の消防本部の消防長によって行われ、資格としての位置づけは公的資格となる。認定期間は、3 年間であり、再講習を受講することによってさらに 3 年間有効となる。

学生たちにとって、応急手当普及員講習や応急手当指導員講習は、どのような学びがあるものであったか。2023（令和 5）年度に受講した学生 12 名と 2024（令和 6）年度に受講した学生 13 名、合計 25 名（表 13）^{注 10)}を対象としたアンケート調査の結果からみてみたい。なお、本調査は、それぞれの年度の応急手当指導員講習修了の直後に行っている。

表 13 応急手当普及員講習および応急手当指導員講習を受講した至学館大学の学生の内訳

		2023 年度		2024 年度	
		応急手当普及員	応急手当指導員	応急手当普及員	応急手当指導員
男/女/未回答 (合計)		8 人/4 人/0 人 (12 人)	8 人/4 人/0 人 (12 人)	8 人/4 人/1 人 (13 人)	7 人/4 人/1 人 (12 人)
学 年	1 年	0 人	0 人	4 人	3 人
	2 年	4 人	4 人	0 人	0 人
	3 年	7 人	7 人	9 人	9 人
	4 年	1 人	1 人	0 人	0 人
学 科	健康スポーツ科学科	8 人	8 人	12 人	11 人
	体育科学科	2 人	2 人	0 人	0 人
	栄養科学科	0 人	0 人	1 人	1 人
	こども・教育健康学科	2 人	2 人	0 人	0 人

※学生の学年は各年度における学年である。

① 応急手当普及員講習と応急手当指導員講習の満足度。

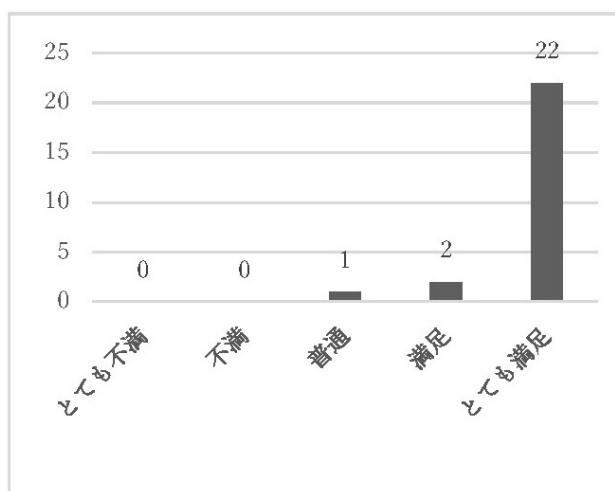
25 人のうち 22 人(88.0%)の学生が「とても満足」であったと答えている(図 2 参照)。応急手当普及員講習、応急手当指導員講習、どちらも全日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの講習であり、学生らは現地集合、現地解散であった。学生のなかには大府市消防本部・消防署まで片道 2 時間ほどをかけて通うものもいた。

② 応急手当普及員講習と応急手当指導員講習は社会で活用できると思うか。

25 人のうち 22 人(88.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習で学んだことは今後の社会生活、学生生活のなかで「とても活用できる」ものであると答えている(図 3 参照)。受講した学生の進路希望は消防職員、警察官、市役所職員、教員、銀行員、一般企業での営業職、飲食店経営など、当然のことながらさまざまであるが、どのような進路を望んでいようが応急手当の知識や技能はかならず役立つものであるという考えによる回答であろう。

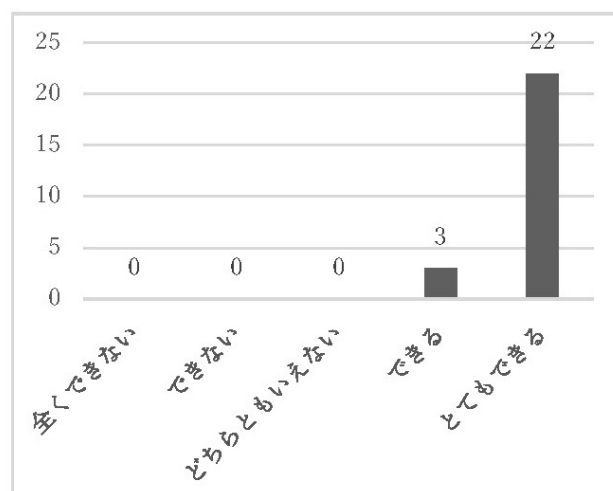
③ 応急手当普及員講習と応急手当指導員講習は楽しかったか。

25 人のうち 20 人(80.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習は「とても楽しかった」と回答している(図 4 参照)。応急手当普及員講習も応急手当指導員講習も大府市に在住、在勤、在学者から受け入れ、定員 30 人程度とされている。よって学生たちは大府市内の一般の方々とともに受講す



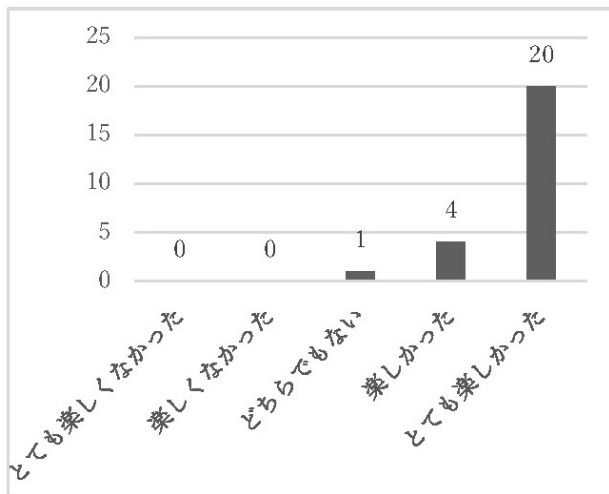
(単位:人)

図 2 応急手当普及員講習と
応急手当指導員講習の満足度



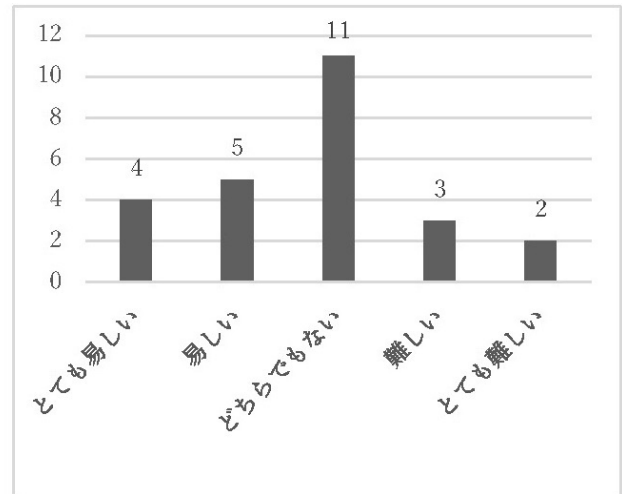
(単位:人)

図 3 応急手当普及員講習と応急手当指導員講習
は社会で活用できると思うか



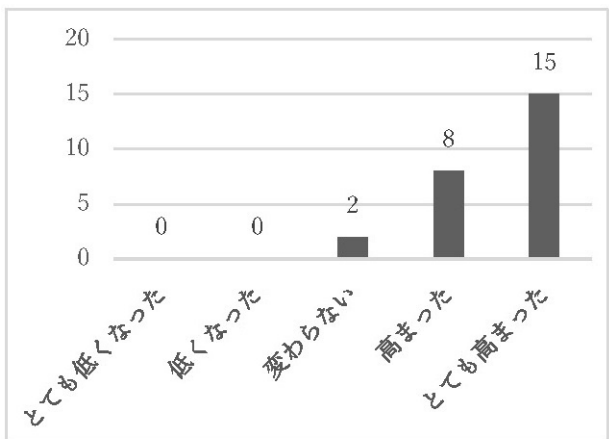
(単位：人)

図4 応急手当普及員講習と
応急手当指導員講習は楽しかったか



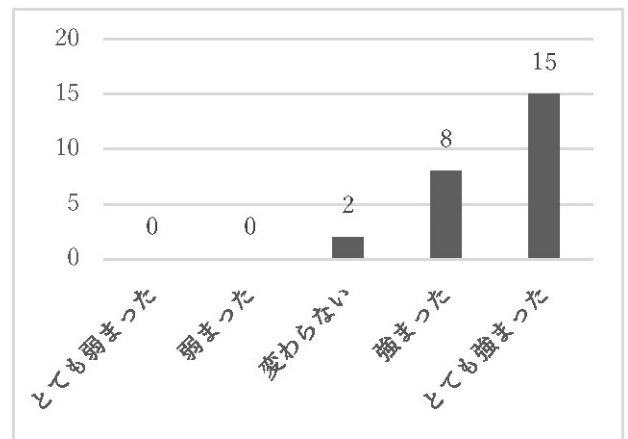
(単位：人)

図5 応急手当普及員講習と
応急手当指導員講習の難易度



(単位：人)

図6 応急手当普及員および応急手当指導員に
認定されたことによって社会の一員であるという
意識に変化はあったか



(単位：人)

図7 応急手当普及員および応急手当指導員に
認定されたことで自分に自信が持てたか

ることになった。さまざまな立場、さまざまな年齢の方たちと一堂に会して、同じ方向に向かって学ぶことの楽しさもここには含まれているのではないだろうか。

④ 応急手当普及員講習と応急手当指導員講習の難易度。

25人のうち11人(44.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習の難易度は「どちらでもない」(難しくも易しくもない)と答えている。しかし、ここでは、「易しい」、「とても易しい」という回答が9人、「難しい」、「とても難しい」という回答が5人とあり、どのようにとらえるかはかなり個人差があると知れる(図5参照)。

⑤ 応急手当普及員および応急手当指導員に認定されたことによって社会の一員であるという意識に変化はあったか。

25人のうち15人(60.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習を受講したことによって社会の一員であるという意識が「とても高まった」と回答している。ここに「高まった」と回答した学生もくわえると23人(92.0%)となる(図6参照)。

⑥ 応急手当普及員および応急手当指導員に認定されたことで自分に自信を持てたか。

25 人のうち 15 人(60.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習を受講したことによって自分自身に対する自信が「とても強まった」と回答している。上記と同様「強まった」と回答した学生もくわえると 23 人(92.0%)となる(図 7 参照)。

⑦ 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得を多くの人に普及する必要があると思うか。

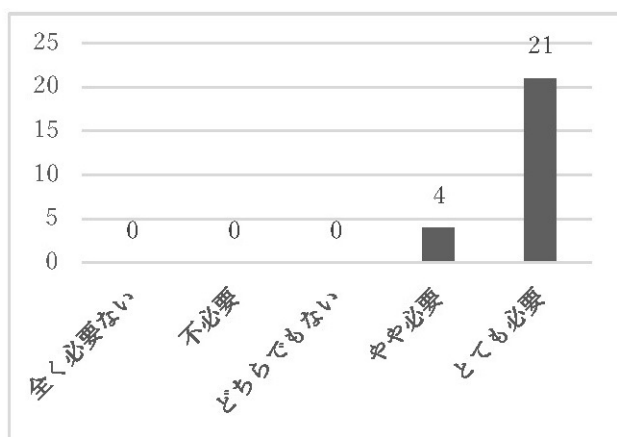
25 人のうち 21 人(84.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習を多くの人に普及することは「とても必要」と回答している(図 8 参照)。

⑧ 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得について、受講生以外の人に話をしたか。

25 人のうち 23 人(92.0%)の学生が応急手当普及員講習、応急手当指導員講習について、ともに受講したメンバー以外に何らか話をしている(図 9 参照)。

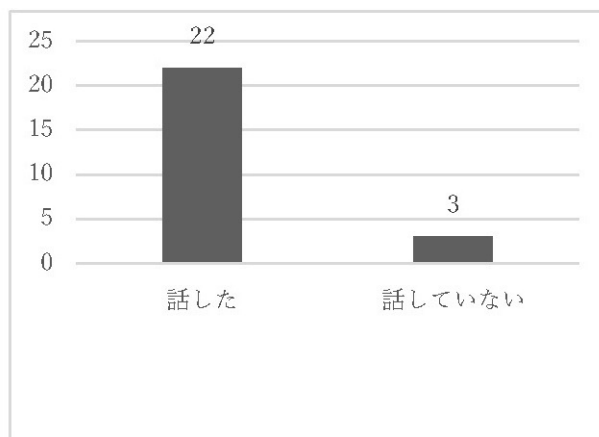
⑨ 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得について SNS で発信(投稿)したか。

周囲の人に応急手当普及員講習や応急手当指導員講習に関する話をしても、それを SNS(Instagram、X、TikTok、BeReal 等)で発信している学生は 25 人のうち 4 人(16.0%)であった(図 10 参照)。大学生の SNS 利用率は 97.2%¹⁹⁾と、日常的にさまざまな情報を SNS から収集している学生たちだが、発信となるとさほど積極的ではないことが知れる。



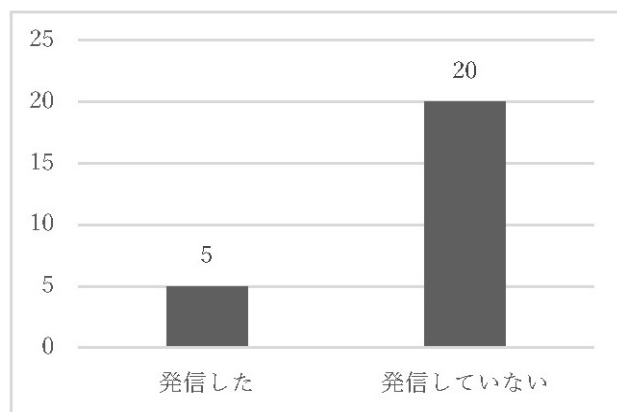
(単位：人)

図 8 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得を多くの人に普及する必要があると思うか



(単位：人)

図 9 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得について、受講生以外の人に話をしたか



(単位：人)

図 10 応急手当普及員および応急手当指導員の講習や資格取得について SNS で発信(投稿)したか

表 14 応急手当普及員講習および応急手当指導員講習を受講した学生の感想や意見

	感想や意見
A	学んだことを糧に突然の応急対応に努めていきたい。
B	今と昔では内容がだいぶ変わっていたため、新しい内容をしっかりと学び、周りにまず知ってもらうことがとても大切だと思った。
C	5日間とても楽しく活動することができました。資格を取得して、これからは事故や怪我が発生した時は率先して動きたいと思いました。
D	資格を取得したので、もし何かあった時に自分でも対応ができると自信が持てるようになった。
E	知識や技法を身につけたことでより自信がついたし、それがいざという時に一歩踏み出す勇気に繋がると思う。
F	緊急時に人を助けようとする心構え、応急手当を、自信をもって行えるようになった。
G	いざという時に動けるのか、率先して行動しなければならないという責任感、取得してプレッシャーは少し感じます。
H	人前で指導することの楽しさや指導者としての振る舞い方を学びました。また、受講者がどのような質問をしてくるかわからないため、幅広い知識は持っておかないといけないと思い、学びに対する探究心がより芽生えました。
I	自分自身に自信ができました。
J	社会に出て頑張りたいという変化がありました。
K	忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。
L	本当に最初は友達もいないし不安ばかりだったけど優しくしてくれて楽しかったです。
M	実技が多い講習だったが、大府市消防本部の方々のポジティブフィードバックのおかげで、失敗してもチャレンジしてみようという気持ちが強くなった。その結果、実技的にも知識的にも自信がつき、とても良い機会でした。
N	こんなに楽しく学べることができたのは大府市消防本部の皆さんのおかげです。
O	今回、応急手当普及員講習、応急手当指導員講習を受けさせていただいて、今まで知らなかった知識や技術を身につけることができました。身につけたものを次は他者に還元できるようにしていきたい。とてもわかりやすく、そして楽しく指導していただきありがとうございました。
P	5日間とても親身に接し、指導をしてくださり本当に感謝しています。この活動を決して無駄にせず、たくさんの人に応急手当の必要性や命の大切さについて発信していきたいと思っています。ありがとうございました。

2023 年度を受講生は同年度 3 月 14 日に回答、2024 年度を受講生は同年度 2 月 15 日に回答。原文のまま。

その他、応急手当普及員講習および応急手当指導員講習に関する感想や意見の自由記述は、以下の通りである(表 14 参照)。

4. 救命手当のある事例

ここでは、バイスタンダー^{注 11)}となり、人の命を救った実際の話を伝えたい(2025 年 3 月 19 日にインタビュー形式で取材を行った)。

2024(令和 6)年 3 月末日、閑静な住宅街である長久手市丁子田は快晴で、汗ばむ陽気だった。昼前、渋谷信さん(当時 46 歳)は妻とともに自転車で散走していた。目の前には長い坂道があり、その坂のてっぺんにはジョギング中の男性(当時 58 歳)が少し苦しそうに立ち止まっているようにみえた。「暑さで疲れたのだろうか」と渋谷信さんは妻と話しながら、坂道をのぼり、その男性の横を通り過ぎようとしたとき、突然、男性は崩れるようにして倒れ込んだ。

渋谷信さんと妻はすぐに自転車をおりて男性に駆け寄った。男性は泡をふいているようにみえた。目の焦点があわず、瞳孔がひらいているようにみえた。呼吸をしているようにはみえない。渋谷信さんは危険を感じ、妻とともに男性を仰臥位にして、妻には 119 番通報をするようにいった。その間、男性の頬を触り、「聞こえるか」、「大丈夫か」と声をかけたが、反応がない。呼吸もしていない。首に手をあて脈を確認したが動いていなかった。

119 番につながり、渋谷信さんは電話口の指示に従い、胸骨圧迫を開始した。男性は薄着であったことから、服をはだけることはしなかった。胸骨圧迫は 30 年近く前に自動車学校の講習で一度受けたきりで、バイスタンダーになることももちろんはじめてであった。倒れた男性は目を見開き、白目の色が灰色に濁ってみえた。恐怖を感じたが、自分がやるしかないと思った。これ以上強く押すと肋骨か胸骨が骨折すると感覚でわかった。骨がやわらかく感じた。胸骨圧迫をすることによって心臓が動いているということも感覚としてわかった。妻に AED を持ってきてほしいということは思いもしなかったし、胸骨圧迫以外のことを考える余裕は一切なかった。

胸骨圧迫をつづけていると、男性は痰が絡まった感じの息づかいや身体の一部が動いたように思えたため、渋谷信さんは手を止めたが男性はまったく動いていなかった。だから、すぐさま胸骨圧迫を再開した。

その歩道のとなりの車線はバスの通る車の往来が多い道であり、多少は通行人もいた。遠くからこちらをみている人がいたように思う。しかし、近づいてきて一緒に助けてくれる人はいなかった。渋谷信さんも妻も周囲の人を呼んで助けを求めるといことはしなかった。

この現場に救急隊が駆けつけたのは、119 番通報をしてから 12 分から 13 分後のことであった。渋谷信さんは約 10 分間、無我夢中で、ひとりで胸骨圧迫をつづけていたことになる。その時間は、10 分とは思えないほど、非常に長く感じた。汗だくになっていて、甚だしい疲れを感じた。救急隊はその場で、手際よく AED を使用した。しかし、男性の意識は戻らず、病院に搬送された。

翌日、警察から連絡があり、聞かれるままに当時の状況を話した。渋谷信さんの住所と電話番号は消防と警察に伝えてあった。その後、来る日も来る日も渋谷信さんと妻は、その男性のことを案じていた。

表 15 応急手当の普及に係る講習修了者数および受講者数

(単位：人)

	指導員講習等 修了者数	普及員講習等 修了者数	普通救命講習 受講者数	上級救命講習 受講者数	救急入門コース受 講者数
平成 7 年中	13,690	7,292	395,045	19,212	—
平成 8 年中	10,144	6,208	491,300	25,758	—
平成 9 年中	9,329	7,037	589,798	33,670	—
平成 10 年中	8,983	7,244	655,700	34,807	—
平成 11 年中	9,769	8,006	797,979	41,135	—
平成 12 年中	10,175	7,966	861,699	48,393	—
平成 13 年中	7,996	7,626	901,039	53,795	—
平成 14 年中	7,579	7,999	970,898	58,410	—
平成 15 年中	7,979	8,983	1,081,946	61,746	—
平成 16 年中	6,918	9,494	1,053,715	65,895	—
平成 17 年中	9,004	10,385	1,147,904	68,081	—
平成 18 年中	9,391	10,612	1,388,212	78,922	—
平成 19 年中	9,253	13,948	1,499,485	72,843	—
平成 20 年中	9,117	15,776	1,541,459	77,660	—
平成 21 年中	8,592	12,199	1,490,246	75,926	—
平成 22 年中	8,733	12,050	1,408,864	76,999	—
平成 23 年中	10,203	11,463	1,345,591	79,959	3,402
平成 24 年中	9,527	12,346	1,410,981	84,898	224,230
平成 25 年中	9,924	12,053	1,392,325	50,547	325,476
平成 26 年中	8,866	11,929	1,376,149	84,864	392,542
平成 27 年中	10,076	11,927	1,355,791	84,307	409,347
平成 28 年中	9,601	11,819	1,315,946	82,385	443,943
平成 29 年中	9,055	12,416	1,287,848	88,659	558,454
平成 30 年中	8,518	13,015	1,245,971	91,014	656,226
令和元年中	8,204	12,608	1,184,689	84,578	689,411
令和 2 年中	7,450	6,410	369,750	39,723	221,292
令和 3 年中	7,645	8,698	421,240	48,912	241,548
令和 4 年中	7,434	8,864	808,519	52,888	351,112
令和 5 年中	7,866	12,423	839,270	68,886	526,759

総務省消防庁(2025)「令和 6 年版 救急・救助の現状 I 救急編」 pp49

胸骨圧迫をした日から 2、3 週間後、消防から連絡があり、男性は心筋梗塞であったこと、病院に搬送されて 4 日間は意識不明だったが、その後、意識が戻ったと聞いた。胸骨圧迫による骨折はしていなかったと言われ、安堵した。そして、男性は入院から 1 か月後に退院することができた。2024(令和 6)年 4 月末日、渋谷信さんと妻に長久手消防署から感謝状が贈られた²⁰⁾。

5. おわりに

誰もがバイスタンダーになる可能性がある。家庭、職場、外出時の街中など、いつ目の前で怪我人や急病人が発生するか、わからない。

総務省消防庁は、救急車が 119 番通報を受けてから現場に到着するまでの時間について、2022(令和 4)年は全国平均で約 10.3 分(前年より約 50 秒長い)であったという。高齢者の増加やコロナ禍の延長で救急車を呼ぶハードルが下がった人たちがいるといった社会状況から出動件数は年々増加傾向にあり、医療機関に引き継ぐまでの平均時間も前年より約 8 分以上遅くなった約 47.2 分であったという¹³⁾。

このような背景からも一般市民による応急手当や救命処置の重要性はますます高まっているといえる。総務省消防庁によると、応急手当の普及に係る各講習の受講者数は、1995(平成 7)年から 2023(令和 5)年までの間に、表 15 の通り推移している。このうち、2005(平成 17)年から 2023(令和 5)年までの期間となるが、大府市における応急手当の普及に係る各講習の受講生数は表 16 の通りである。

「仲間をまもり隊」の学生は、大府市消防本部・消防署による応急手当普及員講習を受講し 2023(令和 5)年度は 12 名、2024(令和 6)年度は 13 名が、その資格を認定された。同じく大府市消防本部・消防署による応急手当指導員講習を受講し 2023(令和 5)年度は 12 名、2024(令和 6)年度は 12 名が、その資格を認定されている。

2023(令和 5)年度に資格を取得したうちの 8 名の学生は、その後、至学館大学内で学科や学年を問わず全学生に参加を呼びかけ、2024(令和 6)年 10 月、100 人の学生に心肺蘇生法講座(AED の取扱い含む)を実施した。学生が学生に伝えるという、この講座は、受講する学生から質問が絶えず、指導する側の学生の知識や技能が試される時間でもあった。2024(令和 6)年 10 月時点で、大府市内の応急手当指導員は 150 人であり、そのうちの 101 人は消防職員であるという。のこる 49 人は一般市民になるが、12 名は「仲間をまもり隊」の学生であり、ほかは介護施設職員や養護学校教諭などである²¹⁾。また、同

表 16 大府市消防本部・消防署における応急手当の普及に係る講習修了者および受講者数

(単位：人)

	指導員講習 修了者数	普及員講習 修了者数	普通救命講習 受講者数	上級救命講習 受講者数	救急入門コース受 講者数
平成 17 年	14	0	1,039	1	0
平成 18 年	2	0	1,481	43	0
平成 19 年	23	33	1,483	31	0
平成 20 年	18	17	1,513	39	0
平成 21 年	0	18	1,393	31	0
平成 22 年	15	14	1,707	33	0
平成 23 年	0	5	1,710	0	0
平成 24 年	15	42	1,483	0	0
平成 25 年	0	11	1,634	0	217
平成 26 年	20	26	1,151	29	386
平成 27 年	0	14	1,444	4	159
平成 28 年	3	20	1,064	21	108
平成 29 年	0	18	1,203	0	156
平成 30 年	37	11	1,055	15	269
令和元年	0	10	1,053	0	122
令和 2 年	0	0	106	0	0
令和 3 年	0	0	420	0	52
令和 4 年	14	2	455	0	64
令和 5 年	25	23	789	63	44
合計	186	264	22,183	310	1,577

大府市消防本部・消防署による作成(2025 年 3 月 19 日現在)

じく 2024(令和 6)年 10 月時点で大府市内の応急手当普及員は 102 人で、その多くは会社員であるという(うち 12 名は、2023 年度の講習を受講し資格を認定された「仲間をまもり隊」の学生である)²¹⁾。

総務省消防庁による「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(1993 年 10 月施行)のなかに、次のように記されている。「16 応急手当指導員の責務 (1) 応急手当指導員は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。」²²⁾つまり、学生といえども単に資格を取得したら、それで良いというものではない。伝えていく責任がある。それは、救える命を救う、そう行動できる仲間を増やしていくことである。

「救命の連鎖」(「心停止の予防」→「早期認識と通報」→「一次救命処置(心肺蘇生と AED)」→「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」)を途切れさせてはいけない²³⁾。知識があっても躊躇して行動できなければ人を助けられない。傍観者になってはならない。傍観者は単にそのひとりの問題ではなく、傍観者効果^{注 12)}も相乗し、動くことができない人を増やしてしまう。そうならないよう、応急手当普及員講習や応急手当指導員講習では徹底的にくりかえし実技の時間が設けられているが、ここからもっとさまざまなかたちで、仲間や地域をまもることの意義を発信していくことが求められるのであろう。

謝辞

応急手当普及員講習や応急手当指導員講習を中心に、2023(令和 5)年度と 2024(令和 6)年度の 2 年間にわたり、応急手当や救命処置に関して大府市消防本部・消防署の坂妻久成様、神上園昭和様をはじめとする消防職員の皆様からご指導を賜りました。

また、バイスタンダーとしての体験を語ってくださった渋谷信様にも、この場を借りて感謝申し上げます。

人を助けられる方々に対し、心から敬意を表するとともに「仲間をまもり隊」として多くの学生が、皆様の後につづいていけるよう今後も研鑽を重ねていく所存です。

注記

注 1) 総務省消防庁の「令和 6 年版 消防白書」によると、2024(令和 6)年 4 月 1 日現在では、全国に 720 消防本部、1,716 消防署が設置されている。

注 2) 日本スポーツ振興センター(2023 年)の「学校安全・災害共済給付ガイド」によると、2021(令和 3)年度の加入児童・生徒は児童生徒総数の約 95%、約 1,596 万人が加入しているという。2022(令和 4)年度の加入状況は、以下の通りである。加入者の合計は、15,958,337 人(未加入者 827,989 人、未加入率 4.9%)であり、その内訳としては、小学校の加入者が 6,233,792 人(未加入者 12,476 人、未加入率 0.2%)、中学校の加入者が 3,270,436 人(未加入者 7,456 人、未加入率 0.2%)、高等学校の加入者が 3,246,834 人(未加入者 62,930 人、未加入率 1.9%)、高等専門学校の加入者が 56,249 人(未加入者 505 人、未加入率 0.9%)、幼稚園の加入者が 32,936 人(未加入者 191,562 人、未加入率 20.7%)、幼保連携型認定こども園の加入者が 694,115 人(未加入者 127,296 人、未加入率 15.5%)、保育所等の加入者が 1,723,975 人(未加入者 425,764 人、未加入率 19.8%)である。

注 3) 学校教育法第 1 条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校のことを指す。

注 4) 現行の学習指導要領は、小学校では 2020(令和 2)年度(2017 年 3 月改訂)、中学校では 2021(令和 3)年度(2017 年 3 月改訂)から全面実施、高等学校では 2022(令和 4)年度(2018 年 3 月改訂)の入学生から年次進行で実施されている。この学習指導要領では、「外国語教育」や「プログラミング教育」の充実にくわえ、2016(平成 28)年 6 月には選挙権年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられ、さらに 2022(令和 4)年 4 月からは成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたことから、高等学校では主権者教育として公民科にすべての高校生が学習する必修科目として「公共」が新設されたこと、また消費者教育も学習するようになったことも注目を浴びたが、ほかに防災・安全教育の充実を図るようにとされたものである。

注 5) その他、医学用語として、救急隊員が行う処置を応急処置、救急救命士が行う処置を救急救命処置、医師が救急患者に行う一般的な処置を救急処置(救急治療)、医師が救命のために行う処置を救命処置(救命治療)といい、このうち医療行為にあたるものは救急救命士の行う一部の救急救命処置と医

師の行う救急処置(救急治療)、救命処置(救命治療)に限られている。

注 6)「仲間をまもり隊」は、筆者が大府市消防本部・消防署の協力を得て、消防・救急・救助に関する専門的知識・技術を学ぶことによって、事故や災害等に直面した際、自ら、仲間、地域をまもることができる学生をつくり育てたいという思いから 2023(令和 5)年 4 月に結成し、活動を開始した。

注 7) 1960(昭和 35)年、自治庁を改組し、地方行財政や消防、選挙制度等を所轄する自治省を設置した。国家消防本部は国家公安委員会から分離し、自治省の外局である消防庁に改組される。2001(平成 13)年、中央省庁再編により、消防庁は総務省の外局となる。

注 8) AED の使用法を含む成人に対する心肺蘇生法および大出血時の止血法の講習のことである。

注 9) 普通救命講習の内容にくわえ、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、傷病者管理法、手当の要領および搬送法の講習のことである。

注 10) 2023(令和 5)年度は応急手当普及員に 12 名の学生が認定され、同じメンバーである 12 名が応急手当指導員に認定された。2024(令和 6)年度は応急手当普及員に 13 名の学生が認定され、応急手当指導員には 13 名のうちの 12 名が認定された。ここでは、2023(令和 5)年度の 12 名と 2024(令和 6)年度の 13 名、合計 25 名の学生から回答を得ている。資格としては、応急手当普及員を 25 名が取得、応急手当指導員を 24 名が取得となるが、アンケートは 25 名に対して各年度の応急手当指導員講習後に実施している。

注 11) バイスタンダーとは、怪我人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人のことをいう。

注 12) 他者に対し援助すべき状況であるにもかかわらず、周囲に多くの人がいることによって、「傍観者」と同化してしまい、当事者意識を失い、援助行動が抑制されてしまう集団心理のことをいう。

参考文献

- 1) 給食をのどに詰まらせ小学 1 年の男児が死亡 ウズラの卵による窒息か(2024 年 2 月 26 日)朝日新聞オンライン、<https://www.asahi.com/sp/articles/ASS2V6DLKS2VTIPE00N.html>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 2) 小中高校の死亡事故 456 件、7 割が国に未報告…文科省が指針改定で学校の調査対象や方法を明示(2024 年 2 月 27 日)読売新聞オンライン、<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20240226-OYT1T50190/>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 3) 文部科学省(2016)学校事故対応に関する指針[平成 28 年版(旧版)]、<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/shishin2.html>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 4) 文部科学省(2024)学校事故対応に関する指針[改訂版](令和 6 年 3 月)、<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 5) 文部科学省(2019)学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育、https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 6) マネーキャリア(2024)大学生のおすすめ保険ランキング!学生総合共済保険は入るべき?、<https://money-career.com/article/2533>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 7) 文部科学省(2022)令和 3 年度大学における死亡学生実態調査報告書、https://www.mext.go.jp/content/20221223-mxt_gakushi01-000020503_4.pdf、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 8) 大学スポーツ協会安全安心委員会(2020 年 3 月)保険データにみる大学スポーツ事故の傾向、<https://img.univas.jp/uploads/2023/07/e71230c433d4f5941be19cc9e3f2d0f7.pdf>、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 9) 大阪教育大学(2015 年 2 月)学校事故対応に関する調査研究調査報告書、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/22/1289308_03.pdf、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 10) CO・OP 学生総合共済(2023)大学生の病気・ケガ・事故 2023 CO・OP 学生総合共済 - 支払実績分析結果概要、<https://kyosai.univcoop.or.jp/useful/record/kyosai.html>、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 11) 日本救急医学会(2025)医学用語解説集、<https://www.jaam.jp/dictionary/dictionary/word/0303.html>、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 12) 日本 ACLS 協会(2025)心肺蘇生の救命率、https://acls.or.jp/dictionary/survival_rate/#:~:text=AED%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E9%99%A4%E7%B4%B0%E5%8B%95%E3%81%B

- E%E3%81%A7%E3%81%AE%E3%82%B9%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%89,%E9%9B%A3%E3%81%97%E3%81%84%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E3%82%8F%E3%81%8B%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 13) 総務省消防庁(2023)令和 5 年版 救急・救助の現状、<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-5.html>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 14) 朝日新聞デジタル(2024 年 9 月 15 日)20 年で AED 設置大国となった日本使用率 4%台と低いままの背景、<https://www.asahi.com/sp/articles/ASS9G5CJPS9GULLI00DM.html>、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 15) 総務省消防庁(2024)令和 6 年版 救急・救助の現状、<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-6.html>、p.90、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 16) 文部科学省(2022)第 3 次学校安全の推進に関する計画について、https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm、p.8、2025 年 3 月 7 日閲覧。
- 17) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2024 年 3 月)学校安全総合支援事業(学校安全の推進に関する調査研究)～学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析～、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 18) 尾崎研哉(1996)2. 消防機関による蘇生法教育－応急手当の普及業務の実施体制とその実態－. 蘇生 14 巻 2 号, 日本蘇生学会, 山口県, p.43.
- 19) TesTeeLab.(2024 年 8 月 16 日)2024 年版、若年層の SNS 利用実態と影響調査、https://lab.testee.co/sns_student2024/#:~:text=%E8%A1%8C%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82-,SNS%E5%88%A9%E7%94%A8%E7%8E%87,%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E5%88%86%E3%81%8B%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 20) 中日新聞デジタル(2024 年 5 月 9 日)ジョギング中倒れた男性に心臓マッサージし救急通報名古屋の夫婦を表彰、<https://www.chunichi.co.jp/article/895912>、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 21) メ〜テレニュース(2024 年 10 月 19 日)目の前で倒れた人を助けられますか?命を救う方法を市民に伝える「応急手当指導員」「応急手当普及員」、<https://www.nagoyatv.com/news/?id=026920>、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 22) 総務省消防庁(2011)「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成 5 年 3 月 30 日消防救第 41 号 改正経過 平成 23 年 8 月 31 日消防救第 239 号)」、https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/h23/2308/230831_1houdou/01_okyu.pdf、2025 年 3 月 20 日閲覧。
- 23) 応急手当指導者標準テキスト改訂委員会(2023)応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応. 東京法令出版, 東京, pp.3-4.